

対滿政策における西園寺＝林路線

から桂＝小村路線への転換

——日露戦後の滿州問題——

中山 治 一

【要約】 義和団事件いご日露戦争まで滿洲の門戸開放をもっとも強硬に主張し、これによって米英と協力する立場にあった日本は、第二次桂内閣のもとで、実質的にそれを蹂躪する政策をとるようになる。その最初のあらわれは、一九〇九年八月九月における一連の日清協約であったが、これにたいするアメリカからの反応は、滿洲諸鉄道の國際化の提案であった。滿洲をめぐる日米の角逐は、ここに起点をもつ。かように重大な意義をもつ第二次桂内閣のもとでの日本の対滿政策の転換は、いったい何故に、また如何にして決定されたのであるか。またその政策決定にさいしてもっとも主動的な役割をはたしたのは、誰であったか。それらの問いに答えるのが、本稿の目的である。

序 問題の所在

さきに発表した拙稿『第一次西園寺内閣加藤外相の辞職理由について』の末尾で、筆者は加藤外相の単独辭職敢行をもつて、「昭和六年の滿洲事変以後に軍部の勝利となつて結末をつけるところの軍と政府の対立抗争の歴史の最初の一ページをいろどるもの」となした^①。しかしながらこの

評價は、明治三十九年に象徴的にあらわれたひとつの傾向が、そのご時間の経過とともに一方的かつ不可逆的に勢いを増していき、ついに昭和六年の現実となつたのだということ——つまり明治三十九年と昭和六年との最短距離をもとめて両者を直線でもすぶこと——が、この期間の日本の対滿政策の歴史の正しい解釈であるということを意味するものは決してない。さらにいいかえれば、それは、昭和六年の

支配的傾向のもつとも早い徴候を明治三九年に見いだしつつ、この年いごの日本の対満政策のすべての中にひたすらその傾向の漸次的強化のみを読みとることが、正しい歴史把握の態度であるということの意味するものでは決してないのである。

このことは、反面からいえば、すでに明治三九年にあらわれたひとつの傾向が不可逆的かつ直線的に勢いを増していくのではなく、時にはむしろ反対の傾向がより優勢となつて前者をおさえ、また時には両者が張り合つて緊張状態をつくりだし、また時には両者の妥協の上に第三の傾向が生みだされることもありえた、ということの意味するであらう。そうであるとすれば、われわれは、明治三九年から昭和六年にいたる二十数年間の日本の対満政策の歴史の上に行くつかの時期を区分することが可能ならずであり、かつそれらの諸時期の相互の間に——必ずしも継承や発展の關係ばかりでなく——時には断絶や転換の關係をも見いだすことができるはずである。このような観点から、筆者は、たとえば第一次西園寺内閣の時代と第二次桂内閣の時代との間に、また辛亥革命の前と後との間に、日本の対満政策

におけるそれれひとつの転換を見いだしようと考えるのであるが、本稿はまずその前者——すなわち西園寺＝林の対満政策の路線と桂＝小村のそれとの間——に見られる大きな屈折をあきらかにしようとするひとつの試論にほかならない。

つぎに、右のような考慮と関連して、いまひとつ戒心を要することは、後に来る事件や現象から逆に遡行して先行の事件や現象の本質や性格を類推し、本来後者のもつていなかつた性格をば後者の中に推定するという考察方法におちいらぬように注意しなければならぬ点である。そのような考察方法のもつともいちじるしい実例は、明治四三年（一九一〇）の第二次日露協商がアメリカ合衆国に対抗する性格のものであつたという史実から逆推して、明治四〇年（一九〇七）の第一次日露協商もまた本来反米的意図のもとにむすばれたものであると判断する安易な考察が従来しばしばおこなわれてきた、という事実である。第一次日露協商が——すくなくともその成立過程から検討するかぎり——決して反米的ないし抗米的性格のものでなかつたことは、筆者がすでに他の場所できりかえし論証したと

おりである。^②第一次日露協商と第二次日露協商とは、まったく別の起源に由来し、まったく別の時代環境において成立したというのが、筆者の基本的見解である。ついでにいうと、第一次日露協商は西園寺・林の責任において成ったものであり、これにたいして第二次のそれは桂・小村の手によってむすばれたものであつた。したがって、第一次および第二次の日露協商の性格規定の問題は、西園寺・林の外交路線と桂・小村のそれとの間にひとつの転換を論証しようとする本稿の論旨と、決して無関係ではありえないのである。したがって本稿が、第一次および第二次の日露協商について論じた筆者の既発表の論稿^③とあいおぎなうものであることは、いうまでもない。

本稿は、そのような筆者の日露協商論に対応するものとして、西園寺・林の対満政策の路線から桂・小村のそれへの屈折をあきらかにしようとする試みにはかならないが、しかしそれをあきらかにするためには、まず西園寺・林の時代の対満政策の実際について述べるべきであろう。

① 中山治一「第一次西園寺内閣加藤外相の辞職理由について」、『人文研究』十二の八、七五—七六頁。

②③ 中山治一「日露戦争後の日露関係」、昭和三六年一月一日、関西学院大学における日本国際政治学会秋季研究会で口頭発表。

中山治一「日露戦争とその後の世界情勢」、『歴史教育』一〇の二（昭和三七年二月）。

中山治一編著『日露戦争以後』、昭和三二年、創元社刊、一四二頁以下参照。

一 西園寺・林による満洲の門戸開放の実行

明治三九年（一九〇六）五月二日に首相官邸でひらかれた「満洲問題ニ関スル協議会」は、日露戦後の満洲処理問題の展開過程においてともかくも一時期を画した重大な会議であつたといつてよい。しかし、この会議の出席者・議事内容・決定事項その他については、既刊の『日本外交文書』第三九卷第一冊ならびに『伊藤博文秘録』正篇があいおぎなつて詳細な記録をのこしてあり、すでにこんにちの学界では周知のところであるから、ここではかきかえて論及する必要はないであろう。ただ、本稿の出発点として、その会議で最後に決定されたことだけを、当日の議事筆記者（統監秘書官古谷久綱）の筆記から転載すると、つぎのとおりである。

伊藤統監 余の見る所に依ると、児玉參謀總長等は、滿洲に

於ける日本の地位を、根本的に誤解して居らるゝやうである。滿洲方面における日本の権利は、講和条約に依つて露国から譲り受けたもの、即ち遼東半島租借地と鉄道の外には何物も無いのである。滿洲經營と云ふ言葉は、戦時中から我国人の口にしてきたところで、今日では官吏は勿論、商人なども切りに滿洲經營を説くけれども、滿洲は決して我國の属地ではない。純然たる清国領土の一部である。属地でも無い場所に、我が主権の行はるゝ道理は無い……(中略)……滿洲行政の責任は宜しく之を清国政府に負担せしめねばならぬ。

……(中略)……

〔侯(西園寺首相)は決議案を列席者に廻付し、一同は之に花押した。文左の如し。〕

一、大体ノ論ヘ全会一致ノコト

二、右ノ意ニ基キ將來ノ経綸ヲ進ムルコト

三、関東總督ノ機關ヲ平時組織ニ改ムルコト

四、軍政署ヲ順次ニ廢スルコト、但シ領事ノ在ル処ハ直ニ之ヲ

廢スルコト

列席元老大臣十三人署名花押^③

要するにこれは、滿洲における軍政の廃止——いわゆる

門戸開放——を滿洲処理の根本方針として採用することの承認にほかならない。したがって、従来すでに滿洲の門戸開放の実現のために努力してきた西園寺首相の対滿政策がここに国策の基本方針として定着されたわけであり、このとき西園寺内閣は安んじて従来の対滿政策を繼續推進することができるようになったのである。

さて、右の「滿洲問題ニ関スル協議会」が開催されるより三日前の五月一九日に外相に就任した林董は、それより二か月の後、『時事新報』の代表者との会見で、つぎのような声明を発表した。

日本は、滿洲において、万人にたいする機会均等の政策を嚴重に固守するつもりである。日本は、自国民であろうと他国民であろうと、いずれかの国民に排他的な特権を許容することを考えていないし、また従来も決して考えていなかった。……(中略)……滿洲は、もと日本の占領下にあった部分に関するかぎり、大体九月のはじめごろ、すべての国民にたいして完全に開放されることができる、公然確言してもよいであろう。……(中略)……条約によれば、日本は来春まで軍事占領を繼續してもよい、というのが真実である。何びとも、日本のそうする権利をうたがうことはできないはずである。ところが、その反対に、日本は、その軍

隊を帰還させかつ平時行政の回復を準備するのに、異常な迅速さをもつたのである。……（中略）……日本政府の希望は、全満洲を開放するのに一日をも無駄にしないことであるが、しかしそのようなことをなしとげるのに先きだつて多くの準備が必要であることを、すべての人は理解しなければならぬ。たとえば、平時行政および法廷の組織やその他のことが、それである。これらのものは、一日でととのえられることはできない。……（下略）……

この林外相の声明は、北京駐在のアメリカ公使ロッキヒルによつてただちに國務長官あてに報告されたのであるが、それを報じた一九〇六年八月九日付の報告のなかで、ロッキヒル公使はつぎのように付言している。

林子爵の声明は、日本の官憲や、あるいはその意見や判断を信頼することのできた外国人たちによつて、種々の機会に私にむかつてなされた声明と、完全に一致するものである。^⑤

つづいて東京駐在のアメリカ大使ライトもまた、八月一日付の國務長官あて報告のなかで、つぎのように述べてゐる。

満洲問題に關して外務大臣林子爵とくりかえしおこなつた会谈の結果として、私は、かれのまったくの卒直さと公正さに深く印

象づけられた。そして私は、満洲の貿易および商業におけるすべての国民にたいする機会均等の政策が日本によつて確定されており、かつ確守されるであらうと、信ずるようになった。^⑥

これによつてみても、日本政府が一九〇六年の八月にいたつていよいよ南満洲の門戸開放の実行に着手し、しかもこれがアメリカ側でもひじょうな好感をもつてむかえられつつあつたことが理解される。

さらに、同じ年の秋になると、つぎのような報告が北京のロッキヒル公使から國務省へおくられてきた。

この一年間、南満洲の事態は、たえず変化してきた。それは、日本軍の漸次的撤退とシナ官憲による支配の回復とによるものである。……（中略）……

南満洲の市場で大きな分け前にあずかるうとする日本人の競争心が激烈であらうということについて、私はいささかの疑いをもつていない。けれども私は、日本官憲から知りえたことから、この貿易に關心をもつわれわれならびに諸他の国民が、その十分な分け前をとるべきあらゆる機会——いかな誘引とさえいってよい——を提供されるであらう、と考へている。……（下略）……^⑦

（一九〇六年一月一日付、北京駐在ロッキヒル公使の國務長官あて報告）。

やがて年がかわって明治四〇年（一九〇七）の四月十五日には、租借地および鉄道付屬地をのぞいて南滿洲からの日本軍の完全撤退が実現された。それから一ヵ月の後、同じく北京駐在のロックヒル公使は、五月一七日付で、國務長官あてにつきのような報告をおくっている。

去る四月一五日に、日露兩軍による滿洲の明け渡しが完成された。そして内陸國境および海港における税関の開設に関してシナとの協定がすでにこの日付で確定されたこと、したがって國際貿易がすぐさま正常な基礎の上におかれるであろうこと、また日露戦争の終結らしいシナのこの部分におけるわが國の通商關係にきわめて不利に影響をおよぼしてきた、あの勝手氣儘ではなほだ不滿な諸条件が敏速に終りをつげるであろうことが、了解された。その遂行について日露兩公使からくりかえし私にあたえられた保証は、明瞭かつ力のこもったものであった。そして私は、二、三日のうちに、五月一日までには確かに、大連・安東・滿洲里・綏遠におけるシナ税関の開設を期待するようにみちびかれたのであった。

五月二日、日本公使は私に、大連税関の開設に関して二、三日中にすべての協定が完成されるであろうし、またそれは、待ちうけられている北滿におけるロシアの行動がなくても、すぐさま形

式化されるであろう、と語った。……（下略）……^⑤

以上、もっぱらアメリカ側の文書によって立証されたところは、要するに、西園寺＝林の指導のもとに、一九〇六年の夏いご、南滿洲の門戸開放が実行されつつあったという事実である。これによってわれわれは、西園寺＝林の時代の日本の對滿政策が、すくなくとも原則的には、アメリカ人のいう門戸開放を指導理念とするものであったと結論してさしつかえないであろう。

- ① たとえば、栗原健「日露戦後における滿洲善後措置問題の一斑」、『國際法外交雜誌』五九の六、昭和三六年三月号、参照。
- ② 平塚篤編『伊藤博文秘録』（昭和四年、春秋社刊）、四〇七頁。
- ③ 中山治一「西園寺首相の滿洲旅行について」、『人文研究』十三の五、参照。
- ④ Papers relating to the Foreign Relations of the United States (以下、F. R. 略称)、1906, Part I, pp. 216-217.
- ⑤ op. cit., p. 216.
- ⑥ op. cit., p. 217.
- ⑦ op. cit., pp. 225-226.
- ⑧ F. R. 1907, Part I, p. 130.

二 西園寺＝林の外交路線にたいする山県 の意見

この西園寺内閣（第一次）は、翌明治四一年（一九〇八）七月一四日まで在任し、同日第二次桂内閣と交代する。ところが、この内閣の与党である政友会は、それより二か月前におこなわれた総選挙で絶対多数を獲得したばかりであった。それにもかかわらず西園寺が政権を投げだしたという、この内閣の不可解な最後は、当時から多くの疑惑を生み、こんにちの学界でもなお定説を見ないまま、山県有朋系の策謀によるこの内閣の「毒殺」が問題になっているありさまである。^①もちろん、この「毒殺」問題を論ずることは、本稿の目的ではない。けれども、ただ一点、ここで指摘しておきたいのは、いわゆる山県系の人物が西園寺内閣にたいしてもつていた不満のひとつとして、外交のこともまた挙げられていたという事実である。このことをしめす文書は、いったん辞表を提出した西園寺内閣が關係二名をおとして留任することにきまつた明治四一年一月一四日の翌日、桂が山県にあてておくれた周知の書簡である。桂はそのなかに、つぎのような言葉をしるしている。

……（前略）……内閣は如何なる道を行くか、常識に而者判断六箇敷為体と、小生は相考申候。併し此際内閣総辭職は、此上に

も困難なること故、總辭職を申出候にも拘らず、且下の情勢に鑑み、云々の勅語を以て、全体丈は其儘留任の事に相成申候。財政と云ひ、外交と云ひ、一として内閣全体の統一とは見るもの無之、此儘押し移り候ときは、国家丸は何れの港に到着仕るべきか、甚以掛念の至に御座候。御勘考奉願上候。（傍点筆者）

しからば、西園寺「林の外交路線にたいして批判的ないし非難的な意見があらわれるのは、ようやく明治四一年（一九〇八）一月ごろ、すなわち西園寺内閣が予算編成問題ですでに危機におちいつていた後のことであつたか」と、決してそうではなかつた。西園寺「林の対清政策にたいして、批判的ないし非難的な意見とはいえないにしても、すくなくとも憂慮と督励の意向を洩らしているもつとも早い日付の文書は、明治四〇年一月二五日付の山県の西園寺首相あて書簡——いわゆる第一対清意見書——である。しかも、この書簡の文面からして、山県はすでに前年末に西園寺首相に面接して対清政策の至急決定をせまつていることが知られるから、山県は早くも三九年一二月には西園寺「林の対清政策に不安と不満を感じていた、ということになる。この第一対清意見書は、冒頭の前書きでつぎのよう

2507250。

……(前略)……客冬拝顔の節概略申述べ通り対清政策は至急に御決定相成り方可然様愚考致し。就而は別紙鄙見進呈致し。間御閑暇の際御一読被下度。……(中略)……実ハ拝顔の上御談示相試度存。共、御多忙中態斗差控以書中得貴意。……^⑤

さて、山県のこの意見書は、かれ自身もことわっているように、ひじょうに「冗長」なものであつて、全文四七〇〇字以上、四〇〇字詰原稿紙に書けばおよそ一二枚にもなる長文のものである。しかもそれは、この時点での山県の対清政策意見を知る上でひじょうに重要なものであるから、本来ならばここに全文を引用したいのであるが、今はただその根本思想をうかがわせるような部分だけを、いくつか引用するにとどめる。

……(前略)……

歐洲列強の圧迫に対する清國の反動は近日に至りて益々其氣勢を増長し、所謂の利権回収、主権維持の議論は上下を通して頗る熾盛なるの状あり。而して我國か露國と戦ふて大捷を獲たることは、実に清國の人心を覺醒して白人に対して敢て下らざるの感念を生せしめ、従て益々此利権回収熱を煽動したるに似たり。……(中略)……其の外國の勢力を排斥するに急なる、我が國に對し

ても毫も寛容の状あることなし。便ち滿洲に於ける我が経営に對しては、到る處に反對と妨害とを試み、彼我兩國の協議を必要とする事業は百事渋滞して、將に其の弊に勝へざらんとするもの即ち今日の実況なるに似たり。

蓋し最近一兩年に於ける清國の外交政策は所謂の對外硬の一点張りにして、苟くも理の有る所は之れを争ふて止まざるは勿論、便ち理の無き所に至りても亦頻りに我意を主張して敢て屈せざるの風あり。……(中略)……所謂の利権の回収と主権の維持とは今後益々其勢力を増長するに至るべきや殆んど疑を容れざるなり。便ち南滿洲に地歩を占取したる我が邦が、事毎に其の異議に衝突し少からざるの不便を受けんとするは、寔に勢ひの止む可からざる所なりと雖とも、我邦が数万の人命を亡ひ、十数億の金錢を消して贏ち得たる所の滿洲に於ける利権は、固より清國の異論の爲めに之を退縮す可きに非ず。況んや之れを抛棄するに於てをや。今日の勢を以て之れを推せば今後十有餘年にして租借期限の満了するに至らば、清國は恐らく我れに向つて関東州租借地の返還を要求すべしと雖とも、……(中略)……我れは決して斯かる要求に應ずる能はざるや勿論にして、我れは一日も油断することなく、滿洲に於ける経営を進行し、利権伸張の爲めに地歩を固むるの計畫を怠る可からざるなり。

……(中略)……

以上陳述する所にして已に明瞭なるか如く、現下の対清政策に於て最も主要なる点は即ち清國と協議熟談して滿洲の經營を進行し、清國をして之に就きて異議を挟み妨害を行はしめざるに在りと雖とも、而も亦一面露國と互に意見を交換し、兩國商議協定の上清國に談合して之を遂行するは、今日の形勢に於て最も緊要なる事件に非ざるからんや。……(中略)……若し露國にして急に再び南下を企つることなく、我れにして急に北進を策することなきに於ては、双方の間甚しき利害の衝突を見るの虞れなくして、而して互に相協同するを要するの事件は則ち決して尠しとせざるなり。……(中略)……彼との交情を親密にして其の復仇心を緩和し、少くとも今後十数年間の平和を維持することは、我れに於て最も緊要なる務にして、内治の紊亂に苦しみ居れる露國の政治家は必ずしも、我れの好意を排斥せざる可き乎。蓋し日英同盟の明文と精神とに背反せざる限りの範圍に於て露國と相提携するは、獨り我が滿洲經營を進行するの捷徑たるのみならず、又歐洲の列強をして團結して東洋に迫らしめざるの好方便にして、東洋の平和を維持するの上に於ては、実に考慮を運らす可き所なるを信ず。

……(中略)……戰捷の餘威は歲月と共に消磨せざるを保せず。而して宇内の情勢は何時大變化を生ずるやも知る可からず。況ん

や未曾有の大捷利も已に一清國をして事毎に我に聴かしむるに足らざるは、眼前の事実なるに於てをや。速に外交政策の大方針を決定し一切の機關其の歩調を整一にして、以て海外に於ける利權の伸張を策するは実に緊急の要務に非ずや

明治四十年一月二十五日

有朋

西園寺首相閣下^④

これによつて、一九〇六年末以降の山県の對滿政策意見を要約すれば、大体つぎのようにまとめられるであろう——(1)山県に恐怖をあたえ不安と焦慮を感じしめた最大のものは、中国人の利權回収と主權維持の要求であつた。(2)そのなかでも山県のもつともおそれたのは、関東州租借期限の満了する場合に予想される中国人の租借地返還要求であつた。(3)そのような要求を拒否するために、日本は一日も早く滿洲經營を進行させ利權を拡張して、かれの要求を拒否するに足るだけの既成事實をつくつておかねばならない。(4)滿洲の經營をすすめ、しかもそれにたいして清國に異議をとないための最善の手段は、ロシアと提携することである。(5)右のような根本思想に立脚して、すぐ

さま國策の大方針を確定すべきである。

ここに見られるとおり、山県はこの対清政策意見書によつて西園寺『林の外交路線を批判したり非難したりしているわけではない。しかしながら、もしかれの主張が西園寺

『林の力によつては容易に実現されえないということがあきらかとなるならば、かれの要望や督励がただちに批判や非難に移行するであろうことは、きわめて見やすい道理である。それゆえ、明治四〇年一月二五日付の山県意見書は、それ自体が西園寺『林の外交路線にたいする批判や非難そのものであつたわけではないにしても、しかしそれへの可能性を予示するものであつたといわねばならない。後の事実をここに先取していえば、この年(一九〇七)の七月三日に成立する日露協約(第一次)によつて山県の要望の一部——すなわちロシアとの提携——は達成されるが、しかし

かれの要望と督励の眼目であつた滿洲経営・利権拡張の促進は、西園寺『林の外交路線によつては、ついに実現されるようとはおもわれなかつた。山県が明治四二年四月二九日付の「第二対清意見書」を書いて当局者にかさねて要望督励をくわえねばならなかつた理由はそこにあつたのであり、

またそれよりまえ西園寺『林の外交路線に代つて桂『小村のそれがあらわれねばならなかつた必然性も同じくそこにあつたと考えられる。しかしこの点は、むしろ後日の問題として、つまり山県の第二対清意見書と桂『小村の外交路線との関係という形で、別個に詳論されるべき事柄であらうとおもわれる。

① たとえば、前島省三「第一次西園寺内閣の毒殺」、『立命館法學』第三九・四〇合併号、一九六一年一月、二四八頁以下。

② 徳富猪一郎編『公爵山県有朋伝』下巻、七三七頁。

③④⑤ とともに徳富蘇峰氏所蔵『山県元帥意見書集』のなかにあるが、その写しが国立国会図書館憲政資料室に収録されている。ここでは、その写しのマイクロフィルムによつた。なお、このマイクロフィルムを入手するについては、大阪大学文学部の梅溪昇助教ならびに国会図書館立法調査局の三宅正樹氏のお世話になつた。両氏の御援助がなければ、本稿は成らなかつたであらう。ここに特記して、両氏に深甚の謝意を表する。

三 西園寺『林の外交路線にたいする伊藤の批判

一九〇七年(明治四〇年)は、第一次世界大戦前の国際関係の歴史において一時期を画した年であつた。その年の八

月三一日における英露協約の調印は、日露戦後のロシアがついに日英同盟および英仏協商の側に加盟して対独包囲陣の一員となったことをしめすものであったが、同時にそれは日本とロシアとの提携をもともなったのであった。すなわち、その一か月前の七月三〇日に調印された第一次日露協約がそのことを物語っている。また、さらにその前月の六月一〇日には、日仏協約が調印されている。そしてこのふたつの協約の成立が、ともに西園寺・林の手によってなすとげられたものであることはいうまでもない。しかも――前節でみたように――ロシアとの提携ということは、元老山県のかねがね要望勧告していたところであった。それゆえ、西園寺・林の外交路線は、この一九〇七年夏の外交的成功によって、対内的にますます安固さをくわえたもののように判断されるであらう。

ところが、今日からみて不思議なことに、第一次日露協約の調印からわずか四か月もたたないうちに、林外相がつぎのような言葉をしているのが見いだされる。

満洲ニ於ケル我対清政略ニ就イテハ外交ノ不振当局者ノ無方針ヲ、非難スル声、昨今朝野ノ間ニ相増ス様相覚候……①（傍点筆者）

この言葉は、林外相執筆の「対清政略管見第一」の前書きに示るされているものであるが、この文書には日付けが欠けている。しかしながら、こんにちそれは、林外相が伊藤韓国統監から明治四〇年一月六日付で「対外政策ニ関スル意見書」②に接し、これに答えるために草したものとして推定されている。また、右の「対清政略管見第一」は、

……朝野ノ間ニ於テ外務省ノ措置ヲ非難シ我外交ノ不振遲鈍ヲ責ムル声噴々タルモノアリ故ニ今ニ於テ当局者ノ執ル所ノ方針ヲ説明シ其ノ措置ヲ弁明スル事ハ頗ル必要ナルコトト信ス④

という言葉ではじまっている。これらによってわれわれは、明治四〇年の秋には西園寺・林の外交路線にたいして相当きびしい批判が政府側の一部にも民間にも横行していたこと、しかも韓国統監の伊藤博文――すなわち前年五月の「満洲問題ニ関スル協議会」では兎玉・寺内をおさえて西園寺の対満政策を支持推進した伊藤――さえも、この時期には西園寺・林の外交路線を批判する側にまわっていたこと、を知りうるのである。

そこで問題はまず、伊藤が林にあたえた四〇年一月六日付の「対外政策ニ関スル意見書」であるが、その内容は

つぎの四つの部分から成りたつてゐる。

- (1) 「英国政府ノ態度」
- (2) 「独逸ノ政略」
- (3) 「日米ノ關係」
- (4) 「滿洲問題」

いま、この四点についての伊藤の意見を順次紹介すると、まず(1)「英国政府ノ態度」についてはつぎのような判断をくだしてゐる。

……英国政府ノ吾ニ対スル態度旧ノ如ク虚心坦懐一意親交ヲ求ムルノ熱心ナキハ争フ可カラサルノ事實ナリ思フニ同政府ハ英露協商ヲ締結シテ年来ノ禍根ヲ絶チ得タルカ故ニ日英同盟ノ必要ヲ感スルコト旧ノ如ク切実ナラサルヲ以テ吾ヲシテ此ノ事情ヲ悟ラシメンカ為ニ故ニスル態度ヲ取ルモノト被察候……思慮アル社会ニテハ今ヤ英国ノ同盟國タル日本ト米國トノ間ヲ離隔シ日米兩國民ヲ煽動使嗾ノ形跡ヲ表ハシ申候……^⑤

つぎに、(2)「独逸ノ政略」についてはつぎのように考察してゐる。

……支那ノ背後ニ隠レテ滿洲問題其ノ他ニ就キ同國ヲ使嗾シ日本ニ対スル悪感ヲ強カラシメ米國人ヲ煽動シテ日本トノ親交ヲ阻礙セシメント試ミ時ニ或ヒハ人種論ヲ吹鼓シテ白哲人ヲ激昂恐怖

セシメントスル独逸ノ政略ハ其ノ基ク所悉ク皆独帝ノ日本反對主義ニ在ルコト最早容疑ノ余地無之先般ノ紐育ニ於テ盛大ナル独米協會ノ大会ヲ催セルカ如キモ亦独帝ノ政略ニ密接ナル關係ヲ有スルハ勿論ノ義ニ有之候駐米青木大使ノ如キハ果シテ克ク此ノ消息ヲ解シ居ルヤ否ヤ懸念ノ至リニ不堪候^⑥

さらに、(3)「日米ノ關係」についてはつぎのような叙述がある。

日米兩國最親厚ナル交誼ヲ保テテ相諒ヲサルコト茲ニ五十年重大ナル利害ノ衝突モアラザルニ兩國一部ノ人士間ニ於ケル不謹慎ナル言動ト行為ニ兩國民ヲ離間セントスル列國操縦者ノ筆端ニ依リテ日ニ形勢ノ我ニ不利益ニ推移スルハ痛心ノ至ニ不堪候米國戰鬪艦隊ノ太平洋回航ノ如キ其ノ口実ノ何タルヲ問ハス吾ニ対スル示威運動タルハ疑ナシ此ノ間ニ勉スル我駐米大使ハ最其動作ヲ慎ミ粉骨碎身米國上下ノ人心ヲ和ケ以テ兩國ノ親交ヲ圖リ我聖明ノ恩寵ニ酬ヒサルヘカラス然ルニ青木大使ノ行動ヲ熟視スルニ頗ル隔靴搔痒ノ感ナクンバアラス大統領ニ対スル応答ノ如キ往々其ノ当ヲ得ザルモノアリ……日米共同宣言ニ関スル内談報告ニ徴スルモ無礼ニモ大統領ニ対シテ指令(dictate)スルカ如キ語氣アリ人ヲシテ背汗ノ感ヲ禁スル能ハサラシメ候

例ヘハ大統領カ本宣言中布哇比律賓台灣等ニ言及セント提議シタル際ノ如キ直チニ同意ヲ表ハスベキニ反ツテ……言下ニ却ケタ

ルガ如キハ使臣トシテ駐劄國ノ元首ニ對スル礼ヲ欠キタルモノト稱スルモ可ナリト存候スル態度ヲ以テ常ニ大統領（ニ）応答セハ其ノ信任ヲ博スルハ不可能ト被存候……特ニ使節タルモノ本國ノ意竊ヲ確メスシテ屢次外交的交渉ヲ試ミ却テ彼ヲシテ我意尙ヲ端倪セシムルニ至リテハ事容易ナラスト思考致候要スルニ日米ノ關係ハ今日ノ儘ニ放任スルコトヲ得ス我当局者タルモノ全力ヲ尽シテ兩國ノ親交ヲ図リ吾自ラ過失ノ責ヲ招カサル様努メサル可カラス此ノ目的ヲ達センカ為ニハ場合ニ依リ現在ノ大使ヲ更迭スルコトモ敢テ躊躇スヘキニアラスト存候目下日米交誼ノ障礙ハ勞働問題移民問題ナルカ故ニ本官ニ於テハ此ノ問題ヲ解決セサレハ百ノ声明宣言アリトモ空文ニ過キスト思考候得共我廟堂諸公ト宣言案ニ関スル御意見如何御決定相成タルヤ至意是亦御一報相煩度候^①

最後に、(4)「滿洲問題」についてはつぎのように述べられてゐる。

……我当局者ニシテ門戸開放機會均等ノ主義ヲ尊重セス明リニ利己主義ニ走レハ欧米諸邦ハ我誠実ヲ疑ヒ信ヲ吾ニ措カサルヘシ……即チ是レ自ラ好テ独逸皇帝ノ希望ニ副フモノニ外ナラス……滿洲ニ於ケル利己政策ノ実施ハ勢ヒ清人ノ反抗ヲ招クハ勿論第三者ニ對シテ煽動ノ機會ヲ与ヘ終ニ同人種タル日清間ノ戰爭ヲ再演スルニ至ルナキヤヲ保シ難シ……事若シ此処ニ至レハ世界ノ排日

論者ハ手ヲ拍テ歎乎スヘシ滿洲問題ノ前途深ク注意ヲ要スル議ト存候^②

さて、以上が伊藤の四〇年一月六日付の「意見書」の要点であるが、これによってわれわれは、西園寺「林」の外交路線にたいする伊藤の批判が、決して滿洲問題に関するものではなくて、むしろ日米關係に関するものであったことを理解しうる。それどころか、伊藤はこの時点においてもなお、滿洲で門戸開放・機會均等の主義を厳守すべきことを、強く主張しているのである。

けれども、その反面、伊藤が日米關係の改善に関して西園寺「林」の無為無策と青木大使の無礼越權をきびしくとがめていることは、右に引用したところからあきらかである。したがって、前節でみたようにすでに前年末からこの年のはじめにかけて山県によつて滿洲における經營の促進と利權の擴張を要望督励されていた西園寺「林」の外交は、この年の一月にいたつて、こんどは伊藤から日米關係の改善について叱責鞭撻されたことになる。それゆえ、翌四一年の七月八月に西園寺「林」と交代する桂「小村」の外交が、まづ日米關係の改善をはかつていわゆる「高平ルート協定」

を成立させ（四一年一月三〇日）、ついで満洲における利権
 拡張のために対清強硬外交を推進せざるをえなかったこと
 も決して偶然ではなく、むしろそれが、右にみたようにす
 でに西園寺内閣の後半期に元老たちから指示されていた外
 交路線を実現したものにすぎなかったことを、われわれは
 理解しうるのであるが、しかしこれは後日のことである。

いまの場合、伊藤から強くとがめられた林外相としては、
 その批判ないし非難にたいして弁明の措置を講ぜざるをえ
 なかった。こうして生まれたのが、すなわち明治四〇年一
 月の「日本ノ対外政策ニ関スル林外務大臣意見書」^⑤には
 かならないのである。

いま、この林外相の意見書をみると、それは、

- (1) 「英国ノ態度」
- (2) 「独逸ノ政略」
- (3) 「日米ノ關係」
- (4) 「露仏ノ態度」

という四つの部分から成っており、形式上からいつても、
 それが、右に引用した伊藤の意見書に答えるためのもので
 あったことはあきらかである。ただ、伊藤の意見書の(4)

「満洲問題」にたいしてはここでは答えず、別に「対清政
 略管見第一」を執筆して答えたわけである。そして林は、
 右の四項目について一々詳細な説明をくわえ、各項目ごと
 に弁明と反論をこころみているのである。ところで、この
 文書には欄外記入があつて、

各大臣、山県、松方、井上

十一月二十九日

桂

十二月 三日

宮内大臣

十二月二十日^⑥

と、しるされている。明治四〇年一月末といえは、その
 後まもなく西園寺内閣のい、ち、とりとなる四一年度予算問
 題のために、この内閣が窮地におちいりはじめたところであ
 る。翌一二月二五日には山県・松方・井上の三元老と西園
 寺首相および阪谷蔵相とのあいだで会合がおこなわれるが、
 やがて通信大臣と大蔵大臣との衝突が収拾をゆるさぬとこ
 ろにまで発展すると、西園寺内閣は——翌四一年一月一四
 日——辞表を提出するにいたる。そこで、このような政権の
 不安動揺は、思うに、外交問題ないし対外政策確立の問題に
 ついての論議を一時背後におしやつたのではなからうかと
 推測される。林外相の「対清政略管見」には「第一」だけがあ

って「第二」が見いだされぬといふ事実も、おそらくは
そのことと無関係ではないであろうとおもわれるのである。

しかし、問題をこのように追うていくと、本稿第二節の
はじめに引用した四一年一月一日の桂の言葉——「財政
と云ひ、外交と云ひ、一として内閣全体の統一とは見るも
の無之、此儘押し移り候ときは、国家丸は何れの港に到着
仕るべきか、甚以掛念の至に御座候」(傍点筆者)という言
葉——のなかの「外交云々」の一句も、決してたんなる文
章上のあやでではなく、四〇年末から四一年はじめにかけて
のころ、しんじつ財政問題とあいならんで外交問題もまた
西園寺内閣の致命傷のひとつとなつていたといふ事実をつ
たえたものにはかならないと考えられてくるのである。

- ① 『日本外交文書』四〇の三、八〇〇頁。
- ② 同右、七八九——七九一頁。
- ③ 葉原健「林董外務大臣の『対清政略管見』」、「国際政治」一
九五七年秋季号、一九六頁。
- ④ 『日本外交文書』四〇の三、八〇〇頁。
- ⑤ 同右、七八九頁。
- ⑥ 同右、七九〇頁。
- ⑦ 同右、七九〇——七九一頁。
- ⑧ 同右、七九一頁。
- ⑨ 同右、七九二——八〇〇頁。
- ⑩ 同右、七九二頁。
- ⑪ 栗原、前掲論文、前掲誌、二〇三頁。
- ⑫ 本稿七頁参照。

四 西園寺「林の外交路線にたいする桂の 批判と、桂「小村の外交路線の確立

しからは、桂自身は西園寺「林の外交路線にたいしてい
かなる意見をもつていたのであるか。右に引用した桂の言
葉は山県にあてて書かれたものであるから、当時桂は山県
とまったく同じ意見をもつていたと解されてよいのであろ
うか。必ずしも、そうとは考えられない。むしろ当時桂が
伊藤に近い意見をもつていたということが、同じ時期の文
書からうかがわれるのである。それは、前節に引用した四
〇年一月六日付の林外相あて伊藤の「対外政策意見書」
であつて、その末尾につきのような記述が見いだされる。

大将桂侯爵滯韓中本書陳述スル所ハ詳細論窮シテ余熾ナキモ同
大将帰途不幸ニモ病痼ニ罹リ帰京遷延ノ虞アルヲ以テ杞憂不能息
茲ニ其大略ヲ記述シテ賢明ノ一瞥ヲ煩ス忌憚ヲ願ルニ違アラス乞
之ヲ恕セヨ^①

さらに、林外相が任を去つて後——すなわち桂「小村が
局に當つていたころ——に執筆されたかれの回顧録にも、
そのころたまたま京城に在つた桂が対外政策に関して伊藤

と同じ意見をもっていたことが記述されている。^⑧

しかしながら、すでに前節でみたように、伊藤の西園寺
林にたいする批判は、もっぱら日米関係に関するもので
あって、決して満洲問題に関するものではなかった。しか
も、桂が伊藤と同意見であったとすると、桂もまた、ただ
日米関係に関してのみ西園寺林に批判的だったのであり、
満洲問題に関しては批判的ではなかったということになる。

論理的にはそうならざるをえないが、しかしはたして桂が、
対滿政策における伊藤・西園寺林の路線——つまり門戸
開放機会均等主義——の絶対的支持者であったかどうか、

この点については強い疑いをもたずにはいられない。むし
ろ桂は、日米関係に関して西園寺林に批判的である点で
は伊藤と同意見であるとともに、対滿政策に関して西園
寺林に批判的である点で伊藤と意見を異にしていたもの
と推測される。つまり桂は、日米関係に関しても、対滿政
策に関しても、西園寺林の路線にたいして批判的であつ
たと考えられるのであるが、このような推測を根拠づける
史料は、一方では前年五月二二日の「満洲問題ニ関スル協
議会」における桂の発言と、他方では翌年九月二五日にか

れの責任のもとで決定された「対外政策方針」である。

まず、三九年五月二二日の「満洲問題ニ関スル協議会」
の席上での桂の発言は、つぎのようなものであつた。

……余は遺憾ながら、北京条約の締結後、直に辭職したけれ
ども、満洲に対する日本の国是方針なるものは、此の条約の締結と
共に、決定せられて然る可しと存じて居つた。然るに現内閣に於
ては、其の成立後、直に戦後の議會に臨まれ、各般の政務多忙を
極めた為めに、今日迄、未だ国是の決定を見るに至らぬ。……患
見に依れば、日本政府は、戦前および戦争中、満洲に関しては一
定の方針に従つて行動した。……軍事外交と云ふが如き区別を為
さず、大体方針の御決定を願ひたいのである。^⑨

これによつてあきらかなように、桂は、「満洲に対する
日本の国是方針なるもの」をすこしも決定していないとい
う点で、西園寺内閣を責めているのである。しかも西園寺
林は、四〇年一月にいたつてもなお「国是方針なるもの」
を決定していなかったのだから、桂の西園寺林
にたいする不満は、この時点においてもなお持続されてい
たものと見なければならぬ。上述したように、ようやく
四〇年一月にいたつて、しかも伊藤の批判叱責にあつて
はじめて、「日本ノ対外政策ニ関スル林外務大臣意見書」

と「対清政略管見第一」とが起草されたわけであるが、これさえも国策として確定されないままでおわつたことは、前節末尾に述べたとおりである。結局、桂の西園寺¹林にたいする不満は、伊藤の場合とはちがって、その外交路線の個々の部分に関するものではなく、むしろその全体、あるいはその基本方針に関するものであったといわねばならないのである。

それゆえ、明治四一年七月四日に西園寺内閣が辞表を提出したあとをうけて、同月一四日、桂自身が内閣を組織し、ついで八月二七日に小村が外相に就任すると、桂²小村の第一におこなつた仕事が対外政策における基本方針の確立ということであつたのも、決して偶然ではなかつたわけである。こうして生まれたのが、すなわち四一年九月二五日付「閣議決定」の「帝国ノ対外政策方針」^①であつて、これによつて桂個人としては、かねて西園寺¹林にたいしていただいていた不満の種子を自分みずからの手で除き去つたことになる。そこで、この「対外政策方針」の内容であるが、それは「帝国ノ列国ニ対スル態度」「対外経営」「条約改正」という三つの部分から成りたつてゐるけれども、しか

しいまここで問題になるのがその第一の「帝国ノ列国ニ対スル態度」であることはいうまでもない。

さて、この「帝国ノ列国ニ対スル態度」もさらに分たれて、(1)英国、(2)露国、(3)清国、(4)米国、(5)独国、(6)仏国の六項目から成つてゐるが、まず(1)英国の項ではつぎのような情勢判断が目につく。

……昨年ニ至リ日露協商及英露協約ノ成ルアリ列国ノ外交関係ニ顯著ナル新事実ヲ加ヘタリト雖而モ該同盟(日英同盟)ノ目的タル平和ノ維持ハ日露及英露ノ両協約ニ依リ却テ之ヲ確実ナラシメタルノ姿トナレリ之ヲ以テ……日英同盟ノ実力ハ毫モ動揺スルノ虞ナキヲ信ス……^④

すなわちこの「閣議決定」は、英露協約の成立が日英同盟におよぼす影響について、前節に引用した伊藤の判断とまったく正反対の見とおしをたて、その上に立つて日本のイギリスにたいしてとるべき態度を決定してゐるのである。ところが、それに反して、日米関係の改善に關しては、この「閣議決定」はさきの伊藤の意見とまったく同じ見解をしめしてゐる。すなわち、(4)米国の項にはつぎのような決定が見いだされる。

……彼排日論者等カ口実トナンタル移民問題ノ如キモ西園寺ニ於テ協定ヲ經タルモ尙將來ニ葛藤ヲ生セサルヤノ疑慮ヲ抱クハ免レサル所ナルヲ以テ努メテ此形勢ヲ緩和スルニ努ムヘシ而シテ夫ノ太平洋問題ノ如キモ適當ノ時機ニ於テ米國トノ間ニ協商ヲ遂ケ一般米國人ヲシテ不安ノ念ヲ去ラシメ以テ排日論者ヲシテ煽動又ハ離間ノ余地ナカラシメ日米永遠ノ和親ヲ維持スルヲ必要ナリトス^⑥

そしてこの決定にしたがつて、ただちに合衆国政府との間に交渉が開始され、四一年一月三〇日付でいわゆる高平ルート協定が成立することは、よく知られているとおりである。

しかしながら、右の「閣議決定」の全体を通じてもっとも重要な部分は、なんといつても(3)清國の項である。なぜなら、そこにはつぎのような注目すべき決定が見いだされるからである。

……帝國ハ如何ナル場合ニ於テモ常ニ同國（清國）ニ對シ優勢ナル地位ヲ占ムルノ覚悟ナカルヘカラス加フルニ帝國カ現ニ滿洲ニ於テ有スル地歩ハ容易ニ之ヲ抛擲スヘキモノナラサルヲ以テ永ク、現在ノ状態ヲ將來ニ持続スルノ策モ亦今日ニ於テ之ヲ講セサルヘカラス……帝國ハ今後清國ニ對シ努メテ其感情ヲ融和シ彼ヲシ

テ成ルヘク我ニ信頼セシムルノ方針ヲ取り一方ニ於テ万ノ事變ニ際シ威圧ヲ加フルノ已ムヲ得サル場合ニ処スルノ準備ヲ怠ラサルト同時ニ……専ラ名ヲ去リ実ヲ取ルノ方法ニ依リ我勢力ヲ同國內ニ扶植シ……併セテ滿洲ノ現状ヲ將來永遠ニ涉リテ持続スルノ目的モ亦之ヲ達シ得ヘキノ策ヲ講スルヲ必要ナリトス……帝國ハ列國ニ共通ナル事項ニ関シテハ列國ト共同シテ同一ノ步調ヲ取り以テ前述セル帝國ノ目的ヲ達スルニ資シ且滿洲ニ於ケル我特種ノ地位ニ関シテハ漸次列國ヲシテ之ヲ承認セシムルノ手段ヲ取ルヘシ^⑦（傍点筆者）

すなわち、(一)關東州の租借を未來永遠にわたって固定化すること、(二)場合によっては威圧をくわえるという準備をもしておくこと、(三)表面上は滿洲の門戸開放をとえつつけるが、實質的には日本の勢力を扶植し經營を促進し利權を拡張することにとめること、(四)滿洲における日本の特殊的地位を列國に承認させるように努力すること、をいっているのである。

このような基本方針が、本稿第二節に引用した明治四〇年一月二五日付の山県の「第一對清意見書」中に見られる、……今日の勢を以て之れを推せば今後十有余年にして租借期限の満了するに至らば、清國は恐らく我れに向つて關東州租借地の

返還を要求すべしと雖とも、……我れは決して斯かる要求に応ずる能はざるや勿論にして、我れは一日も油断することなく、満洲に於ける経営を進行し、利権伸張の爲めに地歩を固むるの計劃を怠る可からざるなり。事情右の如くなれば我邦と清国とは滿洲に於て、遂に調和すへからざる利害の衝突を惹起し、或は干戈に訴へて其の解決を求めざる可からざるに至るやも亦未だ知る可からざるものあり……^⑥

という一句をうけて書かれたものであることは、ほとんど疑問の余地がないであろう。したがって、四一年九月二五日の「閣議決定」は、すくなくともその「帝国ノ列国ニ対スル態度」の(3)清国の項に關するかぎり、山県の意見をそのまま採用したものと云つてさしつかえないのである。

- ① 『日本外交文書』四〇ノ三、七九一頁。
- ② The Secret Memoirs of Count Tadatsuyoshi Hayashi, edited by A. M. Pooley. (New York and London, 1915), p. 242.
- ③ 前掲『伊藤博文秘録』、三九八——三九九頁。
- ④ 『日本外交文書』四一の一、七五——七九頁。
- ⑤ 同右、七五——七六頁。
- ⑥ 同右、七七頁。
- ⑦ 同右、七六——七七頁。
- ⑧ 本稿八一九頁参照。

結 桂 小村外交路線の推進と日米対立の

招来

外務省編纂『小村外交史』下巻をみると、つぎのような叙述がある。

……今や彼(小村)は再び外相の印綬を帯びた。そこで新局面の須要に鑑み、平和の維持と国力の發展とを以て新に外交の根本方針とした。そしてこの根本方針に副うて実施すべき外交の統一、外交機關の整備、通信機關の施設、その他の外政事項に關し、胸中既に方案を画策し、自らペンを執つてその要項を手記した二葉の紙片がある。……(中略)……彼はこの胸案に基き、その外相就職後程なく、我国の外交の大綱として列国に對する態度、對外經營、及び條約改正の三大項目に關し長文の意見を具して之を閣議に提出した。……(中略)……小村のこの意見は閣議の容るる所となつた。^①……(下略)……

これによると、明治四一年九月二五日閣議決定の「帝国ノ對外政策方針」は、まるで小村ひとりの胸三寸から出たもののように読みとれる。しかしながら、この「對外政策方針」のある部分が伊藤の意見をうけて立案されたものであり、またある部分が山県の「第一對清意見書」に由来す

るものであることは、本稿前節でみたとおりである。これゆえ、われわれは、すくなくともこの時点においては、対外政策の確定にあたって元老——とくに山県と伊藤——の意見が大きな影響力と指導力を發揮したことを、知りうるのである。しかし、だからといって、対外政策のすべてがもっぱら元老たちによって左右されていたとはいえない。

そのことは、たとえば英露協約の成立が日英同盟にたいしていかなる影響をおよぼすかという見とおしに関して、小村が——上述したように——伊藤の判断をかんとんに否認している事実によっても、あきらかであろう。だが、それにして、この時点においてもなお日本の対外政策の基本方針が、いわゆるブルジョワの利害だとか財界のプレシユアだとかいったものによってよりも、むしろ元老たちのナショナル・インテレストの意識によってより多く指導されていたことは、われわれの否定しえないところである。

さて、こうして桂・小村のもとで確立された「帝国ノ対外政策方針」は、かつて西園寺・林の時代にとられていた基本方針にたいして、日本の対滿政策におけるひとつの転換をしめすものであったと考えられる。なるほど、西園寺

林が対滿政策の基本方針としていた滿洲の門戸開放・機會均等の主義は、桂・小村の「対外政策方針」によつても、なお表面的には否定されていない。しかしながら、後者が、「……専ら名ヲ去り実ヲ取ルノ方法ニ依り我勢力ヲ同国内ニ扶植シ……滿洲ニ於ケル我特種ノ地位ニ関シテハ漸次列國ヲシテ之ヲ承認セシムル……」^⑤といっているのは、門戸開放機會均等主義を實質的には空文化し、滿洲の經營と利権の拡張を實際的に推進することを、主張するものにほかならない。それゆえ、われわれは、日本の対滿政策におけるひとつの転換を、そこにしるしつけてさしつかえないであらう。このあと、辛亥革命の直前まで三年あまりのあいだ政權を維持するこの第二次桂内閣こそ、日本の対滿政策の歴史の上に一時期を画するものであったといふべきである。

ところで、右の「対外政策方針」が閣議決定されてから一週間目の四一年一〇月二日、小村外相は清国駐在の伊集院公使にあてて「対清交渉開始方ニ関シ訓令」をあたえた。^⑥もっとも、伊集院公使がいわゆる滿洲懸案に関して実際に清国と交渉を開始するのは、ようやく同年一二月二八日の

ことであるが、この交渉は清国の頑強な抵抗にあつて容易に妥結をみず、翌四二年（一九〇九）春には一時談判中止の状態におちいったほどであつた。山県のいわゆる「第二対清意見書」^⑤（明治四二年四月二十九日付）が書かれるのは、まさにそのような状況においてであつて、四二年五月一日付の山県の桂首相あて書簡にはつぎのような叙述が見いだされる。

……客秋廟議決定之大方針ニ基キ既ニ談判開始相成リ外清國政府之頑冥ヨリシテ遂ニ談判中止之情勢ニ立至リ儀遺憾之事ニ体现今之情況ヨリ推測スルニ將來実ニ憂慮ニ不堪……^⑥

その結果、同年八月はじめには清国の了承を得ないままに日本の安奉線改築断行となり、つづいて八月中旬から九月はじめにかけて安奉鉄道問題・間島問題・滿洲五案件が強行解決されたことは、よく知られているとおりである。

このような滿洲における利権の拡張が、従来滿洲の門戸開放・機会均等にもっとも神経質であつたアメリカ政府を刺戟したことはもちろんであるが、この刺戟にたいする反応

がすなわちノックス國務長官の滿洲諸鉄道中立化提案（一九〇九年一月〜二月）にほかならなかつたと考えられる。滿洲をめぐる日米の角逐はここに起点をもつといえるが、したがつてそのあと太平洋戦争にいたるまで継続される日米対立の連鎖反応においてその最初の起動をあたえたものは、本稿で述べた桂『小村による対滿利権外交の強行推進であつたといつてさしつかえないであらう。

① 外務省編『小村外交史』、下巻、昭和二八年刊、二九〇—二九七頁。

② 本稿一八頁参照。

③ 『日本外交文書』四一の一、六八五頁。

④ 同右、七〇〇—七〇一頁。

⑤ 本稿第二節、註⑤参照。

⑥ 国立国会図書館憲政資料室所蔵「桂家文書」のうちの書簡。マイクロフィルムによる。

⑦ 『日本外交文書』四二の一、三六八—四三二頁、五〇三—五〇四頁。三五四—三五七頁。

⑧ Ch. Vevier, *The United States and China 1906-1913*, (Rutgers University Press, 1955), pp. 137 ff.

On “*Kamakura-dono-Otsukai*” 鎌倉殿御使

—a study of the early system of the
Kamakura 鎌倉 Shogunate (1)—

by

Minolu Tanaka

Here we do not treat *Otsukai* 御使 as a general meaning of the word in the *Kamakura* 鎌倉 Shogunate, but that of *Kamakura-dono* 鎌倉殿 as a issuer of *Kudashibumi* 下文 opening with the paragraph “I, *Kamakura-dono-Otsukai* 鎌倉殿御使, grant...” This *Kudashibumi* 下文 has not been found only except in the short period from April to July in the second year of *Genryaku* 元暦.

Two men, *Hisatsune Nakahara* 中原久経 and *Kunihira Kondohichi* 近藤七国平, were appointed this official, suppressing outrage of feudal warriors in *Kyoto* 京都 and its neighbouring countries from February 5th to July 28th in the same year, and in the four countries of *Chinzei* 鎮西 from the end of the year to the beginning of the next year. Before starting for their new post in *Chinzei*, they took office of maintaining public safety in *Kyoto* and its eleven neighbouring countries after *Yoshitsune's* 義経 departure for the front. What were the eleven countries? And what importance had their start for *Chinzei*? These questions have the close relation to “administrative power of the eastern country” 東国行政権 and “establishment of *Jito* 地頭” and a help of studying the *Kamakura* Shogunate systems in the founding period.

Conversion from the *Saionji-Hayashi* 西園寺 = 林

Line to the *Katsura-Komura* 桂 = 小村 Line
in the Policy towards Manchuria

—The Manchurian problem in the
Russo-Japanese War—

by

Jiichi Nakayama

Japan, having enthusiastically advocated the open-door policy of

Manchuria in cooperation with U. S. A. and Great Britain till the Russo-Japanese adopted a policy substantially opposing it under the second *Katsura* 桂 Cabinet (1908-1911). At first, the new policy appeared as a series of Sino-Japanese agreements from August to September in 1909, to which the American reaction was the proposal of neutralization of railways in Manchuria. This was the starting point of Japanese-American struggle concerning Manchuria.

The conversion of the Japanese policy towards Manchuria in 1908, having such great importance, was realized by senior statesmen and politicians of the military clique, such as *Yamagata* 山県 or *Katsura*. And the worsening of the relation between Japan and U. S. A. brought the former near to Russia, resulting in the second Russo-Japanese agreement in 1910. This article studies the conversion of the Japanese policy towards Manchuria under the second *Katsura* Cabinet in cooperation.

Genealogy of the *Chün-T'ien* 均田 Law

by

Jitsuzô Tamura

About the genealogy of *Chün-T'ien* 均田 law, which were originated by *Hsiao-Wen-Ti* 孝文帝 in *Pei-Wei* 北魏, many scholars have thought it in the direct relation to *K'o-T'ien* 課田 law, a land law by *Wu-Ti* 武帝 in *Hsi-chün* 西晉, from the standpoint of grasping this in the history of land system in China; for this thought the historical fact were often missed that this was originated by the *Pei-Wei* administration of the *T'o-Pa* tribe.

This article, after observing its origin focused upon the cause why the *Chün-T'ien* law was originated by the *Pei-Wei* dynasty, concluded that it had the connection with the system of land granting by head, a land delivery law since the *Tai* 代 period of the *Pei-Wei* dynasty. That is, we are going to show the fact that the *Chün-T'ien* law of *T'ai-ho* 太和 was established through the medium of the social reality in the central field by the land